

岡山県スキー連盟規約

昭和56年6月28日施行
平成2年12月2日改正
平成3年12月7日改正
平成18年3月26日改正
平成19年11月23日改正
平成22年7月25日改正
平成22年11月28日改正
平成27年7月26日改正

第1章 名 称

第1条 本連盟は、岡山県スキー連盟（以下「連盟」という。）と称する

第2章 事 務 所

第2条 本連盟は、事務局を岡山市に置く。

第3章 目 的・組 織

第3条 連盟は、公益財団法人全日本スキー連盟に加盟し、岡山県下のスキー及びスノーボードによるスポーツ（以下、これらを「スキー」という。）界を統括し、競技及びスキー技術の普及発展を図り、あわせて第4条に規定する所属団体相互の連携を図ることを目的とする。

第4条 連盟は、岡山県下におけるアマチュアスキー団体を以って組織する。（以下、連盟を組織する団体を「所属団体」という。）

第4章 事 業

第5条 連盟は次の事業を行う。

- (1) スキーに関する調査、研究及び指導奨励
- (2) スキーに関する各種競技会の開催及び競技者の育成・強化
- (3) 前号までに掲げる外、スキーに関する必要な事項

第5章 役 員

第6条 連盟は、次の役員（以下、「連盟役員」という。）を置く。

- (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 若干名 (3) 評 議 員 所属団体 各1名
- (4) 理 事 長 1名 (5) 副 理 事 長 2名以内 (6) 常 任 理 事 若干名
- (7) 理 事 30名以内（理事長、副理事長及び第9条第2号に規定する会長推薦理事6名を含む。）
- (8) 監 事 2名

2 連盟役員は、公益財団法人全日本スキー連盟の登録会員でなければならない。

第7条 会長及び副会長は、それぞれ別に定める役員選出委員会規程に定める役員選出委員会において候補者を選出し、評議員会において決定する。

2 会長は、連盟を統括し、代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代行する。

第8条 評議員は、各所属団体がそれぞれ1名を選出する。

2 評議員会は評議員会を構成し、評議員会は、第19条に規定する重要事項を決議する。

3 評議員は、第6条第1項第1号、第2号及び第4号から第8号までに規定する役員を兼任することはできない。

第9条 理事は、別に定める役員選出委員会規程に定める役員選出委員会において候補者を選出し、評議員会において決定する。

2 前項に規定する外、会長が必要と認める場合には、会長推薦により6名以内の理事を加えることができる。

3 理事は、評議員会の決議に従ってその会務を行う。

第10条 常任理事は、理事が互選する。

2 常任理事は、理事長を補佐し、日常の会務を行う。

第11条 理事長及び副理事長は、それぞれ理事が互選する。

2 理事長は、理事会を統括し、会務を行う。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合にはその職務を代行する。

第12条 監事は、評議員会において決定する。

2 監事は、連盟の会計及び会務を監査する。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席して、その監査報告を行い、関連意見を述べることができる。

第13条 第6条に規定する役員の任期は、すべて2年間とする。ただし、再任は妨げない。

第14条 補欠指名せられた第6条に規定する役員の任期は、その前任者の残存期間とする。

第6章 顧問、参与、及び名誉会長

第15条 顧問は、評議員会の決議を得て会長が委嘱する。

2 顧問は、連盟の重要事項について会長の諮問に応じる。

第16条 参与は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

2 参与は、連盟の重要事項について会長の諮問に応じる。

第17条 名誉会長は、評議員会の決議を得て会長が委嘱する。

2 名誉会長は、連盟の運営事項について評議員会及び理事会の諮問に応じる。

第18条 第15条第1項、第16条第1項及び前条第1項にそれぞれ規定する顧問、参与及び名誉会長の任期は、定めない。

第7章 評議員会

第19条 評議員会は、次の各号に定める事項を審議決定する。

(1) 役員の決定

- (2) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算
- (3) 規約の改廃
- (4) 前号までに掲げる外、重要な議決事項

第20条 評議員会は会長が招集し、年2回（春秋）開催する。ただし、次の各号にいずれかに該当する場合には、その日から起算して30日以内の間に臨時評議員会の開催を要する。

- (1) 会長が臨時評議員会の開催を必要と判断する場合
- (2) 理事会又は常任理事会が臨時評議員会の開催を議決する場合
- (3) 所属団体の3分の1以上の団体から、議案を示して臨時評議員会の開催請求がある場合

2 評議員会の議長は、評議員の中から選出する。ただし、次項第1号に規定する代理人を除く。

3 評議員会は、評議員定数の半数以上の出席（次の第1号に定める代理人及び第4号に定める委任状提出者を含む。）を得て開催できる。

- (1) 評議員が評議員会に出席できない場合には、その所属団体の評議員が、公益財団法人全日本スキー連盟の登録会員である当該所属団体構成員の内から1名の代理人（以下「代理人」という。）を指名し、出席させることができる。
- (2) 代理人は、評議員会における発言権及び議決権を有する。ただし、連盟役員を兼任することはできない。
- (3) 第1号に規定する代理人は評議員会の議長にはなれない。
- (4) 評議員又は代理人が評議員会に出席できない場合には、議長あてに委任状を提出できる。

4 評議員会の議決は、その評議員会に出席した評議員と代理人の過半数の同意により決する。ただし、賛否が同数となる場合には、議長が決する。

5 評議員会は、必要に応じ、第15条第1項、第17条第1項又は第34条第1項に規定する顧問、名誉会長又は専門委員会委員を招集し、諮問できる。

第8章 理 事 会

第21条 理事会は、第6条第1項第1号、第2号及び第4号から第8号までの役員（以下、これらを「理事会役員」という。）をもって構成し、次の各号に定める会務を行う。

- (1) 当面する業務の処理
- (2) 評議員会決議事項の執行
- (3) 規約、諸規程及びその他の決定事項の周知徹底
- (4) 連盟に新規加盟をしようとする団体（以下「新規加盟団体」という。）の仮承認
- (5) 専門委員会委員の選任
- (6) 前号までに掲げる外、必要な事項

第22条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、理事長が議長となる。

2 理事会は、理事会役員数の3分の1以上の出席（次項に規定する委任状提出者を含む。）を得て開催できる。

3 理事会役員が理事会に出席できない場合には、議長あてに委任状を提出できる。

4 理事会の議決は、その理事会に出席した理事会役員数の過半数の意見により決する。ただし、賛否が同数となる場合には、議長が決する。

5 理事会は、必要に応じて参与、名誉会長又は専門委員会委員を招集し、諮問できる。

第9章 常任理事会

第23条 常任理事会は、第6条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までの役員をもって構成し、常任会務を行う。

2 前項に規定する外、評議員会・理事会において負託を受けた業務を行う。

第24条 常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、理事長が議長となる。

第10章 所属団体

第25条 次条に規定する手続きを経た加盟申請団体の加盟、第27条に規定する所属団体の任意脱退又は第28条に規定する所属団体の強制脱退若しくは会員の除名は、評議員会の決議による。

(注) この加盟申請団体の加盟については、その申請時期と評議員会開催時期との関係から、当該団体の活動に支障が生じないようにするため、第21条第4号の規程により、理事会における仮承認措置が講じられているのである。

第26条 連盟に加盟しようとする団体は、次の各号に定める事項を明記した申込書に、別に定める入会金を添え、会長あてに申し出る。

- (1) 名称
- (2) 事務局所在地
- (3) 活動を拠点とするブロック（備前、備中、美作、真庭各ブロック）
- (4) 役員役職名、氏名及び住所
- (5) 規約
- (6) 会員数
- (7) 連盟評議員の氏名

第27条 連盟を脱退しようとする所属団体は、その理由を附し、その旨会長に申し出る。

第28条 所属団体が連盟規約の規定に著しく違背することとなる場合、又は不都合な行為があると認められる場合には、その所属団体を評議員会の決議を得て脱退させることができる。

第29条 所属団体は、別に定める負担金を毎年、年度始めに納入しなければならない。

2 前項に規定する負担金の納入に合わせてその所属会員は、公益財団法人全日本スキー連盟登録規程に定める会員登録をしなければならない。

第11章 会計

第30条 連盟は、次の各号に定める収入をもって運営する。

- (1) 所属団体負担金
- (2) 会員登録料
- (3) 補助金、寄付金及び賛助会費
- (4) 各事業収入（各種参加料、及び講習料等）

第31条 本連盟の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第12章 規約の改正

第32条 規約の改廃は、評議委員会において、その評議員会に出席した評議員と代理人の3分の2以上の同意により決する。

第13章 補 則

第33条 連盟は、別に定める賛助会員設置規程の定めにより、賛助会員を置くことができる。

第34条 連盟は、別に定める専門委員会規程の定めにより、必要に応じて専門委員会を設け、公益財団法人全日本スキー連盟の登録会員である会員の内から、専門委員を任命することができる。

第35条 連盟は、会長及び副会長並びに理事の選出について役員選出委員会を設ける。

第36条 この連盟規約を施行する過程において、第7条第1項、第33条及び第34条にそれぞれ規定されている規程の外、細則又は規程などが必要と判断される場合には、第19条第3号に規定する手続きを経て、そのいずれか又はいずれをも定めることができる。

附 則

この改正規約は、平成27年7月26日から施行する。